

15 がん対策の充実について

がん検診の実施主体を明確にするとともに、全ての国民ががん検診を確実に受診できるよう、がん検診の充実に向けた法制度等を整備すること。

【背景理由等】

がん検診は、健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診のほか、職域での検診や、人間ドックなどの検診も行われているが、職域におけるがん検診は、法的根拠がなく、保険者や事業者が福利厚生の一環として任意で実施しているものであり、受診状況、検診内容、精度管理等の実態把握ができていない状況にある。

このような中、令和7年7月1日付けで「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正されたことにより、市町村において職域を含めた住民のがん検診受診状況等を一体的に把握することが努力義務化されたところであるが、個人による任意の回答にとどまっている。

【具体的な提言事項】

(1) がん検診の充実に向けた法整備

がん検診について、実施主体を明確にするとともに、地方公共団体が効果的な対策を取れるよう、受診状況等を地方公共団体に正確に還元できる仕組みの構築、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法や高齢者医療確保法に基づく健康診断に併せてがん検診を実施する体制や、保険者の費用負担に関するスキームの整備、中小企業に対する助成など、全ての国民ががん検診を確実に受診できるよう、がん検診の充実に向けた法制度等を整備すること。